

# 沖縄県公文書館所蔵映像資料の保存と活用を考える

豊見山 和美 吉嶺 昭<sup>†</sup>

はじめに

## 1 当館所蔵映像資料の概要

### 1-1 収集の態様

### 1-2 公開の状況

### 1-3 収集資料の再評価と選別

## 2 保存措置と代替化の状況

### 2-1 保存措置の取り組み—フィルムの保存措置を中心に

### 2-2 代替化の優先度

## 3 保存と活用に向けて

### 3-1 デジタル化について

### 3-2 権利処理の課題

おわりに

はじめに

沖縄県公文書館（以下「当館」）の特色として、米国国立公文書館（以下「NARA」と略記。）を収集元とする映像（以下、「映像」という語は静止画でなく動画を意味する。）コレクションを挙げることができる。1995年（平成7）開館当時の館長だった宮城悦二郎氏は、マスメディア研究を軸とした沖縄戦後史の専門家であり、NARAが保存する大量の戦中戦後の沖縄の記録映像の史的価値について深い造詣を持っていらした。このことが、当館の映像資料収集活動のエンジンとなったと言ってよいだろう。当館には、フィルムや磁気テープのために低温低湿（18℃、40%）の環境を維持できる専用書庫が小さいながらも配置され、映像資料の中期的な保存機能が整っている。開館初期の映像資料収集の取り組みは、仲地洋「沖縄県公文書館における沖縄関係映像資料」（『沖縄県公文書館研究紀要第3号』2000年）に詳しいので参照されたい。

さて、当館の映像コレクションの拡充は、NARAからの収集プロジェクトだけでなく、親機関である沖縄県が保管する映像資料の引渡し、また民間からの寄贈などにより進められてきた。これらの映像資料は、閲覧はもちろんのこと、上映会などの普及行事でも人気を集めており、当館を利用するきっかけを創出するにおいて、映像資料の力はきわめて高い。映像資料を入り口に、文書資料への関心や利用の意欲を高め、地域社会における当館の認知度を向上することができるだろう。

本稿は、当館所蔵映像資料の概要を示し、その利活用を見すえた収集・保存の考え方をまとめることを目的とする。なお、本稿の1は主に豊見山が、2以降は主に吉嶺が執筆した。

---

<sup>†</sup> とみやま かずみ 公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課 公文書保存普及班長  
よしみね あきら 公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課 公文書主任専門員

## 1 当館所蔵映像資料の概要

### 1-1 収集の態様

当館の収集は、沖縄県公文書館管理規則や沖縄県公文書館公文書等管理規程などの関連例規の定めに基づいて行われ、映像資料に関して次のような収集ルートがある。

#### (1) 沖縄県の各機関からの引渡し

沖縄県文書保存規程（昭和49年11月10日）第15条において「所管課長は、保存期間の満了した所管課保管の文書について、廃棄の決定を行い、総務私学課長と協議の上、保管文書引渡書（第2号様式）を添えて、別表第2に定めるものについて、公文書館指定管理者に引き渡さなければならない」と規定されている。この規程で「文書」とは、県に所属する公文書、図書、簿冊、官報、県公報その他の公用文書をいう（同第1条）。これに準じて、所管課が業者に制作を委託した記録映画、広報映画や、業務の参考資料として購入するなどして保管していた映像媒体（フィルムリールやその磁気テープ、光ディスクなど）が、所管課から当館へ引渡されるケースが一般的である。

県が企画者となった映像作品の例を挙げると、女性政策室による『戦後50年おきなわ女性のあゆみ』の一連のシリーズや、平和推進課による『平和の波 永遠なれ 平和の礎・建設の記録』、広報課による『おはようおきなわ』『みんなの県政』といったテレビ番組、農林水産部による『ウリミバエ根絶の記録』、土木建築部による『池間大橋工事記録』などがある。このような映像資料は、県政のあり方を視覚的に表現するものとして、保存すべき価値が一般的に高いと考えられる。沖縄県のアーカイブズである当館としては、網羅的な収集が望ましく、県の各機関に対して指定管理者への引渡しに注意を喚起している。

#### (2) 米国国立公文書館（NARA）からの収集

当館は、米国が1945年（昭和20）から1972年（昭和47）まで沖縄の施政権を有していたことに鑑み、沖縄戦後史を研究するうえで重要な資料として、NARA その他の米国政府機関等所蔵文書の収集プロジェクトを進めた実績がある。琉球列島米国民政府（USCAR）文書360万コマのマイクロフィルムによる収集プロジェクトを国会図書館と共同で実施するに加えて、USCAR 広報局がストックしていた戦後の情報宣伝用の映画、ニュースフィルム、テレビ番組などの映像資料113タイトルを利用して供してきた。合わせて、米軍が沖縄戦に際して撮影した映像152タイトルを独自に収集し利用に供している。この間の経緯は、事業を担当した仲本和彦の「在米国沖縄関係資料調査収集活動報告Ⅱ 米国国立公文書館新館所蔵の映像・音声資料編」（『沖縄県公文書館研究紀要第9号』2007年）に詳しい。

#### (3) 団体・個人からの寄贈

当館の収集の態様は、上述のような沖縄県や在米機関からの収集ルートに加えて、団体・個人からの受贈がある。団体・個人を出所とする映像資料は、その個性・特性を反映してバラエティ豊かなものとなっていて、これらの資料は沖縄県を出所とする資料とは区分し、「沖縄関係資料」に分類して整理している。NARA 所蔵の沖縄戦関係映像は、当館が独自に収集する以外にも民間の団体または個人から寄贈を受けた。日本放送協会沖縄放送局がNARA からデジタル複製で入手した光ディスク一式、「NPO 法人沖縄戦記録フィルム1フィート運動の会」がNARA から入手したデュープフィルム168点、さらに琉球朝日放送からはそれらをデジタル化して動画ファイルを収納した光ディスク一式の寄贈があり、閲覧提供の便宜を図っていただいた。地元の団体のご高配によって、NARA を出所とする沖縄戦関係映像が充実し、利用者がその恩恵を享受していることを特筆しておきたい。

また、元USCAR 職員が保管していた沖縄戦関係映像2点も寄贈された。これら全868タイトルは

すべて閲覧室で利用に供している（当館も他の団体も、NARA という同じソースから収集しているため、厳密にみていけば映像の重複がありうるが、それぞれ別のタイトルとしてカウントする）。これらの映像は、米国政府のパブリック・ドメインとして著作権が主張されないという前提があるので、閲覧以外にも広く二次利用されている。沖縄戦に関する利用者や地域社会の関心は高く、関係する映像は継続して収集することが望まれるだろう。

その他の寄贈団体には、沖縄県が財政的・人的に大きく関与している組織がある。これらの団体は県と法人格を異にするとはいえ、行政の多様な業務を受託するなどして代行的役割を担っているケースが多く、その保管する文書等は、県の事績の記録として優先的な収集対象となる傾向がある。沖縄県総合保健協会や沖縄県国際交流財団のような関連団体から貴重な映像資料が引き渡され、館のコレクションを充実させている。また、県が多くの関係団体と並んで構成員となる実行委員会などからの受入れも多い。世界のウチナーンチュ大会実行委員会や沖縄空手道古武道世界大会実行委員会などのような時限的に活動する組織が企画発注あるいは収集した映像資料も当館の収集対象として目配りが必要であろう。もっとも、これらの実行委員会の所管課が同じ映像資料を引渡すケースもしばしばあり、重複管理に留意しなければならない。

上記のような一種の公的団体とは別のプライベートセクターや個人からも映像資料の寄贈がある。古いものでは1930年代に遡る貴重なもの、例えば空手関係者から寄贈された空手演舞、調査のために沖縄に入った学者たちが記録した映像がある。戦後だと、米軍やUSCAR、琉球政府の関係者が自ら撮影あるいは入手していた映像にもユニークなものがあり、移民関係者、報道関係者、またはアマチュアカメラマンが記録した市井の様子なども、当時の世相を伝える資料となっている。この他、美術館、資料館、映画会社、民間放送局のアーカイブ部門など、映像資料の保存保管を旨とする機関から複製で収集した例もある。

上述(1)から(3)のルートで当館が収集した映像資料の概数を、収集の態様別に表1に示した。4,936タイトルを収集し、公開タイトル数は1,514である。本稿では、「公開」とは、資料目録情報を当館の所蔵資料目録データベースに登録し、検索可能な状態となっていることを指し、公開率は30.6%となる。

【表1】当館所蔵映像資料のタイトル数 [2017年9月30日現在]

		タイトル数	公開タイトル数
沖縄県の各機関からの引渡し		2857	179
米国収集資料	沖縄戦関係以外	113	113
	沖縄戦関係	152	152
沖縄関係資料	沖縄戦関係以外	946	202
	沖縄戦関係	868	868
合計		4936	1514



【図1】 缶中の複数のロールフィルム

表中の数値は暫定的なもので、とくに所蔵タイトル数については、今後整理作業の進捗により変動すると思われる。例えば、フィルム媒体の収納状況はさまざま、缶の中に複数のロールフィルムが

収納されている例も多く、受入れの時点では缶を単位としてカウントせざるをえない状況がある（図1参照）。これらの内容を詳細に突合せていけば、デュープその他の同定やロール単位でのカウントし直し、あるいは一タイトルへの統合などが生じると見込める。なお、当館所蔵資料を用いた番組を制作したテレビ局などからの納本、当館の普及行事（講演講座など）の記録動画も管理して著作権法の認める範囲内で利用に供しているが、それらの映像資料はこの表には含まない。

## 1-2 公開の状況

前節で収集の状況を述べたので、本節ではどのような内容の映像資料が利用できるか（公開されているか）カテゴリとタイトル数を表2に示す（カテゴリは、筆者が本稿での説明の便宜上独自に分類したもので、当館の資料目録で採用している出所分類とは異なる）。

【表2】利用に供している映像資料の概要 [2017年9月30日現在]

	カテゴリ	タイトル数		カテゴリ	タイトル数
1	戦前に撮影された映像	27	9	地域振興・観光	26
2	沖縄戦関係映像	1020	10	農業	23
3	USCAR 情報教育関係映像	117	11	医療・衛生	23
4	女性史	52	12	文化・芸能	20
5	インフラ整備	41	13	移民・移住	9
6	イベント記録	37	14	プライベート撮影	32
7	平和・基地問題	29	15	その他	25
8	県外報道メディアアーカイヴ	33		合計	1,514

この表から見てくることとして、①公開タイトルの67.3%を沖縄戦の映像が占めている、②戦後、沖縄を統治した米国が情報戦略のツールとして活用した映像を集積している、③沖縄県が主体として進めたプロジェクト（大型公共工事、国民体育大会やウチナーンチュ大会等のビッグ・イベント、農業振興や医療衛生のプロジェクト）の記録を集積している、④「沖縄問題」に関する映像を集積している（平和・基地問題、さらに県外の報道メディアアーカイヴからの収集映像の多くも内容的には米国施政権下の沖縄問題を報道する内容である）などが挙げられる。

以下、カテゴリ別に概要を記して利用の手引きとする。「利用」とは館内での閲覧を指す。映像資料には著作権上の制限や所蔵元との取り決めなどにより、資料の複写や館外での上映に制限がかかるものが多い。また、音声を伴わない素材映像もあるので、すべての映像が「作品」として鑑賞に向いているとも限らない。当館の映像資料の利用にあたっては、これらの点を留意していただきたい。

### (1) 戦前に撮影された映像

戦前の沖縄に関する映像は残存する数そのものが少なく、当館で公開しているタイトルは27である。個人寄贈の貴重な映像には、社会学者の河村只雄が1937年（昭和12）に来沖した際に撮影した『沖縄本島及び周辺離島の風物』15タイトルがあり、那覇や首里、伊平屋島、名護、糸満、浦添の風物、遊郭・辻の建物内部や芸妓の踊りも収録されている。

農林省からの派遣で来沖した小林純が残した『南西諸島鉱物資源調査映像』4タイトルは、1938年（昭和13）と1939年（昭和14）に撮影した映像である。資源採掘の様子のほかにも、琉球舞踊、辻原の

墓地群や集落の風景、製糖作業、泊の塩田、那覇市東町市場で働く女性たちといった暮らしぶり、尖閣諸島上陸時の状況などが見られる。

空手家・富名腰義珍に関する一連の映像もきわめてユニークかつ貴重なもので、全8タイトルは1916年（大正5）から1936年（昭和11）の間に制作された。『嗤われた空手』『慶應義塾大学空手都合宿風景』『富名腰義珍演武』『空手道演武(体育篇)1・2』『富名腰義珍 慶応大学空手道』『富名腰義珍』『空手道(体育篇)』『富名腰義珍演武 空手道12』のうち、『嗤われた空手』は粕谷並天坊の監督撮影で、慶応空手研究会が出演し、ドラマ仕立てで空手普及活動用に制作したものと思われる。沖縄で撮影された場面はないと見られるが、空手発祥の地・沖縄にゆかりの空手家の映像として人気は高い。

以下は他機関からの複製収集である。『体育行脚 沖縄本島の巻・八重山群島の巻』は、1929年（昭和4）8月から9月にかけて大阪樟蔭女子専門学校（現在の大阪樟蔭女子大学）が修学旅行で来沖した際に収録した映画で、沖縄県立図書館所蔵フィルムから複製で収集した。制作は朝輝記多留。「沖縄の巻」は、首里城、師範学校、製塩場、波之上、行啓記念運動場、中城湾、与那原港など、「八重山の巻」は西表の石炭積出しや石垣の市場のほか、宮古郵便局、町の風景も見られる。

東京国立近代美術館フィルムセンターからは3本の映画を複製で収集した。大阪毎日新聞社と東京日日新聞社が1936年（昭和11）に制作した『沖縄』は、日本の南進策を唱道する短編映画で、「植民地の実に80パーセントは沖縄県人、わが南の生命線は県人によって確保されている。我々はもっと沖縄を知り親しまなくてはならない」と述べて、沖縄の生活、習慣、文化を紹介する。那覇港、県庁、首里、崇元寺、鉄道駅、中城、万座毛、今帰仁城、恩納岳、じゅり馬行列、宴席の女性のカタカシラとハジチなどが見られる。『南の島琉球』（1940年（昭和15）頃、制作・大阪毎日新聞社）も同時期の作品で、『沖縄』以上にエキゾチシズムの視点による描写がある。『海の民—沖縄島物語』（1942年（昭和17）制作・東亜発声映画）は、戦時体制を強化するにあたって、海の民・沖縄の大いなる心は大東亜共栄圏の「共存共栄の理想」に貢献するとして称賛する。

日本民藝館からは、1938年（昭和13）に柳宗悦らの日本民藝協会が企画、日本短編映画社が制作した短編映画。『琉球の風物』（1940年（昭和15））と『琉球の民芸』（1939年（昭和14））を複製で収集した。『風物』は、南国の植物のある風景、首里城とその周辺、浦添ようどれ、琉球舞踊、糸満の漁業、行商、市場の婦人たち、空手演武や葬式の行列も収録している。『民芸』は、「琉球は民芸の宝庫であり、何気ない日常品の中に美がある」と主張する柳宗悦ら日本民藝協会の主張を映像化し、芭蕉布や紅型、壺屋焼の美を紹介する。

## (2) 沖縄戦関係映像

沖縄戦の映像は、前述したとおり、館独自の収集、県内テレビ局等からの寄贈があり、個人寄贈の米軍作成の公式映画「Battle of Okinawa」No.2とNo.3を加えて、全1,020タイトルとなる。すべてNARAをソースとする映像である。

## (3) USCAR 情報教育関係映像

米国の沖縄統治における現地出先機関だったUSCARの情報教育部門は、視聴覚メディアを多用して、軍政に対する住民の宥和を図った。琉米親善や、沖縄の発展に対する米国の貢献の宣伝、米国政府や軍の要人の来沖や就退任、アメリカ文化の普及などをテーマに制作された映像群である。これらは民放テレビ局での放映、琉米文化会館での上映などで住民の目に触れた。NARAから収集した110タイトルと、個人寄贈の7タイトル、併せて117タイトルが閲覧できる。個人寄贈分には米軍の支援によりアメリカの大学へ留学した沖縄の若者を題材とした『明日を導く人々』（1952年）もある。

#### (4) 女性史関係映像

沖縄県総務部知事公室女性政策室が企画した『戦後50年おきなわ女性のあゆみ』51タイトルがあり、戦中戦後の混乱期に社会を牽引した50人の女性へのインタビューが閲覧できる。アジア・太平洋戦争や住民の4人に一人が死亡したとされる沖縄戦の結果、働き盛りの男性を失った沖縄では女性たちが戦後復興を担った。この他、個人寄贈の映像には、佐喜真興英の妻・永原マツヨの人生を追った作品1タイトルが閲覧できる。

#### (5) インフラ整備

沖縄県等が実施した大型公共工事や、水道事業の映像記録。漁港、都市モノレール、橋梁、公園、港湾、トンネル、道路、空港、農道などの他、県庁舎建設記録もある。全41タイトルのうち39件が沖縄県が企画、2件は沖縄総合事務局（ダム関係）企画である。

#### (6) イベント記録

沖縄県や県内市町村が主催または参画したビッグ・イベントの記録映像。復帰記念沖縄特別国体(若夏国体)、海邦国体、スポレクおきなわなどのスポーツイベントをはじめ、世界のウチナーンチュ大会、沖縄国際海洋博覧会、植樹祭、全島獅子舞フェスティバル、沖縄空手・古武道世界大会、豊かな海づくり大会～美ら海おきなわ大会の記録など、全37タイトル。

#### (7) 平和・基地問題

全29タイトル。沖縄県は戦後も大規模な米軍基地や自衛隊のプレゼンスを抱え、平和（戦争）や基地問題から解放されない状態が継続していることから、独特の映像資料が集積される。1996年（平成8）に実施された米軍基地の整理・縮小を問う県民投票関係17タイトルの他、「沖縄戦 未来への証言」（1990年（平成2））などの1フィートの会制作の映画、沖縄戦等の戦没者24万人余を刻銘した「平和の礎」建設記録、伊江島土地闘争の中心となった阿波根昌鴻氏のドキュメンタリー、『復帰協闘争史』（1977年（昭和52））企画・沖縄県祖国復帰協議会、制作・琉球放送）などがある。1969年（昭和44）に毎日映画社が制作した『沖縄の声』（企画は南方同胞援護会、日本広報センター）もこのカテゴリに含めた。日本復帰が既定路線となり、いわゆる「沖縄闘争」が本格化する時代の沖縄を撮ったドキュメンタリーである。

#### (8) 県外の報道メディアアーカイブからの収集

県外のメディアが日本復帰前に報道した沖縄関係の映像全33タイトルが閲覧できる。『読売国際ニュース 沖縄関係 19項目』（読売映画社）は、1955年（昭和30）から1975年（昭和50）にかけての沖縄関連ニュースをまとめた1タイトルで、この他に朝日新聞社・日本映画新社から『朝日ニュース 沖縄関係』1と2の2タイトル、RKB毎日放送（福岡県）から26タイトルを収集した。RKB毎日放送の沖縄特番のレンジは広く、『報道特別番組「沖縄」基地沖縄の素顔』、『RKBスペシャル 復帰への選択 28年目の沖縄議員』、『切手のふるさと 沖縄切手たどりがき』、『原潜シードラゴン号』、『奄美大島/大島つむぎ』、『沖縄シリーズ 自衛隊を見る目』、『海洋博ののこしたもの』などがある。特筆すべき映像に、『孤の果ての島 八重山群島』がある（1964年（昭和39）8月2日放送）。これは九州大学八重山調査団に同行して、八重山の生活、祭り、神事などを記録したもので、今では行われなくなった習俗も見られる。

#### (9) 地域振興・観光プロモーション

沖縄の現況を県外に紹介することを目的に、沖縄県や県内市町村が企画した映像全26タイトル。観光プロモーション、産業の動向、地域おこしなどのテーマが見られる。市町村制作には『沖縄ウエストコースト物語恩納』、『海と空に開かれた創造する町づくりをめざして 伊良部町制10周年記念事

業』『響む豊見城』『糸満の夜明け 企業立地編』『那覇 清らさ・海・太陽・文化』など。

観光立県を目指す県の施策は、日本復帰前の琉球政府時代から展開されており、いわゆる観光映画の系譜も興味深いものがある。『沖縄』（東京福原フィルムス 1963年（昭和38）版、1969年（昭和44）版）、『沖縄』（1959年（昭和34）日経映画社）、『豊かな太陽』（1960年代、琉球文化映画社）、日本復帰後に制作されたものは『沖縄からの手紙』『沖縄 よりよい修学旅行を求めて』（1980年代 いずれも東宝）、『ときめきパラダイス 沖縄の旅』（1980年代 沖縄映像センター）など。

#### (10) 農業

主に沖縄県農林水産部から受入れた映像全23タイトル。『沖縄の糖業』『沖縄県中央卸売市場青果物の流通近代化に向けて』『さとうきび作りは土づくりから』『沖縄農業の夜明け』のような啓発用のほか、ウリミバエ根絶事業の記録映像23タイトルがある。

#### (11) 医療・衛生

米国施政権下での沖縄の医療・衛生行政は、日本本土とは異なる展開を遂げ、その歩みを記録にまとめた映像が多く制作された。『沖縄の公衆衛生看護婦』『沖縄の疾病構造の変遷と行政の取り組み』『沖縄の配置家庭薬システム 信頼が作り上げた“一次医療”』『沖縄の医療保険のあゆみ 皆保険達成までの経緯』『寄生虫ゼロ作戦を開始せよ！ 沖縄寄生虫予防予防協会の役割と発展』『沖縄にみる“野のカウンセラー” 現代医療と民俗医療』など、多くが寄贈者の国際協力事業団沖縄国際センターによって、多言語版で制作されたもの。沖縄県総合保健協会から受入れた『結核予防会の活動 八重山の巻』は、日本復帰前の八重山地区での医療の状況がわかる貴重な映像である。全23タイトル。

#### (12) 文化・芸能

沖縄の染織・工芸や、芸能、民俗行事、文化財を紹介する映像全20タイトル。なかでもユニークなのが、沖縄芝居を映画化した3本の作品である。女性だけの演劇集団「乙姫劇団」の芝居を映画化した『月城物語』『山原街道』、沖縄芝居の名優・真境名由康が出演する『護佐丸誠忠録』は、映画史のみならず演劇史の資料として貴重だ。

#### (13) 移民・移住

沖縄は戦前から日本国内有数の海外移民送出県とはいえ、関連映像は9タイトルと多くはないが、どれも貴重な映像である。沖縄県国際交流財団や国際協力事業団沖縄国際センターなどから受入れたものには、ハワイ移民の歴史を描いた『ハワイに生きる』（1960年（昭和35）制作・比嘉太郎トーマス）、沖縄の日本復帰を祝ってブラジルで制作された『海を越えてこの感激を 沖縄復帰記念式典』（1972年（昭和47）制作・南米グループ）、戦後の海外移民推進映画『起ちあがる琉球』（1953年（昭和28）制作・USCAR）、『ボリビアに拓く 緑のコロニア 15年目の沖縄移住地』（1970年（昭和45）頃 制作・シネぼんちよ）などがある。『沖縄』（1960年（昭和35）制作・Coral Production）は、USCARの支援で在ハワイの沖縄系移民に沖縄の復興を紹介するために制作された作品で、『ハワイに生きる』とカップリングで現地上映された。移民先の様子がわかるものではないが、これも移民映像に含めた。

また、琉米文化会館関係者から寄贈されたUSCAR制作の『開拓の地八重山 Yaeyama, Land of Opportunity』（1953年（昭和28）頃）は、戦後に軍用地として農地を接収された農民に八重山開拓移住を奨励する宣伝映画で、きわめて興味深い内容である。

#### (14) プライベート撮影

これまで挙げてきたのは、業務や作品として制作された映像（映画）であるが、ここでいうプライベート映像とは、個人がその日常生活で、趣味あるいは日々の記録として撮影したものをさす。今でこそ

誰でも撮影用機器を手にして膨大な量の動画が製造されるが、ごく近年まで、撮影技術を習得して高価なカメラを入手・編集できる人は限られていた。当館所蔵のプライベート映像全32タイトルには、それぞれの撮影者の個性的な視点で記録された情景、世相の一端を見ることができる。たとえば、在沖米軍の軍属が1950年代初頭に撮影した『台風ワンダ』『キャンプフォスター（瑞慶覧基地）』『沖縄パレード 商工祭』、USCAR職員だったサミュエル・キタムラが撮影した『40年前の宮古島』、日本復帰後に那覇地方裁判所に赴任した判事が県内各地で撮った『南の島を汽車が行く 南大東島の鉄道』『アメリカちゃんぷるー 復帰後の沖縄の姿』がある。『那覇・真和志合併祝賀行列 他』（1957年（昭和32））は、波之上護国寺住職の撮影である。

『少林流松村正統空手道保存会映像』全3巻、『竹富島喜宝院蒐集館の地機織実演映像』全3巻は、武道の実演や織物制作の記録として当事者が撮影した映像である。このほか、政治家・喜屋武真栄氏が保管していた『知事選挙革新共闘政談演説会』や、事故現場に急行して撮った『石川、宮森小学校ジェット機墜落事故関連映像』、戦後の海外移民事業を推進した稲嶺一郎が保管していた『沖縄移民使節団』（1954年（昭和29））なども、私的な撮影という観点から、このカテゴリに含んだ。

#### (15) その他

上記(1)～(14)のいずれにも当てはまらない映像25件がある。米国の大統領図書館から収集した『Famous Generals: MacArthur』（1963年（昭和38）制作・米国陸軍）ほか2タイトル、『青い珊瑚樹』（1959年（昭和34）琉球映像プロダクション）や『The Teahouse of the August Moon』（1956年（昭和31）Metro Goldwyn-Mayer Picture）のような劇映画、貯蓄増強中央委員会が企画した『シーサーの屋根の下で』（制作年不詳 シネ・ビデオ）という、竹富島で養蚕をしながらミンサー織りの仕事をしている一家の物語がある。『安全運転の鍵—右側通行から左側通行へ—』（1978年（昭和53）朝日映像）もこのカテゴリに含めた。

### 1-3 収集資料の再評価と選別

1-1で述べたとおり公開率は30.6%にとどまり、この結果をもたらしている資料群のひとつに、1975年（昭和50）に開催された沖縄国際海洋博覧会の記録映像331点がある。海洋博覧会記念公園管理財団から1996年（平成8）に文書や図面とともに移管を受けたもので、35mmフィルムが直径約40cmの缶300本余に収納されている。撮影者にはニュース映画連盟が表示されており、海洋博の記録として（財）沖縄海洋博覧会協会（沖縄記念公園管理財団の前身）に納品したという来歴がある。これらのフィルムのデータ採取には高い専門性が求められることから、平成21年度に外部の専門技術者（新里勝彦氏、新里泰史氏、ともに琉球放送OB）に委託して調査を進めた。

その結果、フィルムは合計75時間、30万フィートで、1976年（昭和51）に公開された『公式長編記録映画 沖縄海洋博』（東宝映画 総監督は松山善三、制作は社団法人沖縄国際海洋博覧会協会）のための取材フィルム原本と特定された。映画に収録されていないフィルムにも、当時の沖縄の祭りをはじめ多様な被写体が収録され、日本復帰して間もない1975年（昭和50）の沖縄の状況を伝える貴重なものがあるとの報告があった。

フィルムそのものは、編集後の残りカットやいわゆるくずカットのような、本来なら編集後に廃棄すべきものが残っていたり、撮影原本でないモノクロフィルムも多く混じっているなど、雑然とした状態にある。仮に著作権・版権の問題がクリアになったとしても、これらをナマの状態で行うことが利用者の便宜にかなうものか疑問であるし、ある程度の整理が求められるだろう。さらに、元の保管環境が良好でなかったために、すでにフィルムの褪色などの劣化が進行しており、複製のた

めの修復措置を要する媒体が多い。現状は、これらの映像資料の保存環境を整え、劣化の進行を防ぐ措置を講じているところである。

映画作品として完成した形態以前の素材映像をどう取り扱うか、この課題はフィルムというアナログ媒体のほかにも、ホームページを構築するために撮影した大量のデジタル映像データにもあてはまる。県観光商工部情報産業振興課が所管して進めた「沖縄デジタルアーカイブ事業」の一環として大がかりに制作した「ワンダー沖縄デジタルコンテンツ」のデータがさまざまな媒体に格納されて、全52箱（2,104件）分が2009年（平成21）に当館に引き渡された。これらのデータは21世紀初頭の沖縄の文化を多様な主題で記録したものとして貴重なものとなろうし、県の重要事業として取り組まれたことからしても映像保存の意義は大きい。編集前の映像素材の膨大なデータをどのように利用可能な状態にしていくか、著作権処理も含めて大きな課題である。上述の海洋博覧会関係映像とこのワンダー沖縄デジタルコンテンツだけで未公開映像の68.5%を占めている。

上記とは別の問題意識として、いったん受け入れた映像資料について、評価と再選別の実施がある。当館が沖縄県から引渡しを受ける映像資料のうち、県の各機関が所管する業務の一環として発注納品された映像は、制作にあたったプロダクションとの権利関係の調整も比較的容易な場合があり、利用の便宜が図れる。その一方、所管課が業務上の資料として市販のルートで購入したような映画なども多く存在する。県選挙管理委員会から、選挙権行使を促す一群の啓発用映画フィルム（財団法人明るい選挙推進委員会制作）が引渡されたが、内容は沖縄の個別具体的な状況と関連のない、一般的なものである。他にも、農林水産部引渡しの普及映画フィルム（農林放送事業団制作の農村改善、農法、農産物規格、食生活関係）などがあるが、こういった業務参考的な映像資料の保存と利用に費やすコストは検討されなければならない。この映像作品に関して第一義的にアーカイヴィングの責任を有する主体は誰かという点も含めて、所蔵資料としてのレビューをかける時期に来ていると言える。

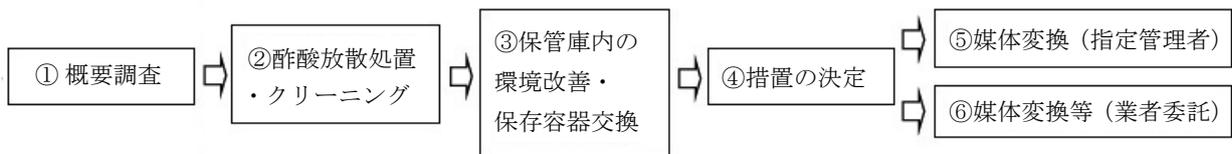
## 2 保存措置と代替化の状況

### 2-1 保存措置の取り組みーフィルムの保存措置を中心に

ここまで、当館所蔵の映像資料の概要と公開の状況と課題を述べた。公開の前提とは、資料の保存が的確になされ、閲覧用の複製媒体が適切に用意されることである。本節ではこれに向けた当館の実践と媒体変換、特にデジタル化について私案を提示する。また、映像資料の保存・活用のために必要な権利処理の課題にも触れたい。映像資料は化学的な合成媒体（それも多種多様な）であるから、映像資料の種別・状態、保存措置に使う道具・薬品、処置方法を理解し、長期保存する上では再生機器も一体として考える必要がある。当館では映像資料を扱う専門職員がいた開館初期を除き、これまで状態や内容確認などの整理作業の多くを外部専門家に委託してきたが、本来は公文書館指定管理者で所蔵資料の状態等を把握し適切な判断が下せるようにしなければならない。その道筋を付けるため、2015年度（平成27）に映像資料の取扱い研修と併せて、映像資料の現状調査及び保存・活用の提案、既存再生機材等の動作確認など、職員の資質向上と現状把握を目的とした調査報告書作成を株式会社東京光音に委託した。その調査結果と過去の映像資料調査データ（1-3参照）とを統合し、実務研修で習得したことを活かして現在も保存措置を進めている。

本作業の中心となったフィルムの保存措置作業を通して考え付く流れを【図2】保存措置の工程に示す。

【図2】 保存措置の工程



大まかな工程は、①では映像資料の種別・劣化状態を確認し、フィルムの画像をルーペで目視しデジタルカメラで画像を接写或いは専用ビューア(図3)や16mm簡易テレシネ機を用いて内容確認し(図4)、データシートに記録する<sup>1</sup>。②、③でクリーニング(図5)及び酢酸の放散処置、保存容器の入れ替え及びフィルム缶中に調湿剤を入れる。また、書庫内の酢酸が高濃度の場所に空気清浄機を設置(有機酸除去フィルター付き)するなど書庫内の環境改善を図る。④では、調査後のデータを分析し保存措置の優先順位と措置を決定する。そして、⑤館内で行う媒体変換等、⑥第三者に委託すべき内容に振り分ける流れである。以上の保存措置の工程は、従来から行う紙資料の保存措置の工程とも共通している。今回、外部委託での研修により映像資料の取り扱いを学んだことで、全ての工程がハードルの高いことではなく、公文書館指定管理者にもできることがあることを作業を通じて確認することができたことは、今後につながる良い機会となった。



【図3】 フィルムビューアを用いての内容確認(リール等、ビューアは東京光音提供)



【図4】 16mm簡易テレシネによる内容確認



【図5】 フィルムをガーゼで軽く挟みクリーニングを行う

<sup>1</sup> 当館所蔵の16mm映像フィルムの殆どは上映用プリントフィルムである。そのため、既存のスティンバックフィルム編集機(16mm)を修繕し、フィルムの維持管理に使用することも有効と考える。フィルムが機器にかけられる状態であれば、映写機上映と同様な映像・音声の確認ができ、目録作成のための内容確認やフィルム補修等に活用できる。操作はマイクロリーダーのような扱いで使用することができる。米国国立公文書館(NARA)では、スティンバックと似た機器をロール・フィルム用の閲覧機として設置しており、NARA所蔵の映像フィルムは利用者自身が同機にかけて視聴することができる。詳しくは、仲本和彦『研究者のためのアメリカ国立公文書館 徹底ガイド』(凱風社 2008年)の「第2節 映像と音声資料」pp.154-162参照。

## 2-2 代替化の優先度

保存措置（媒体の手当て）の概要は前節の通りである。次に原本保護および閲覧対応のための代替化について述べたい。当館所蔵の映像資料の主な媒体と規格の概要を表3に示した。主なものとして未整理資料で多い磁気テープと映像フィルムを挙げる。表では各媒体の再生機への依存度、緊急時に県内で媒体変換を依頼できる業者の有無など、長期的な利用確保を目的とした媒体変換の相対的な優先度を示した。媒体変換の前提は、当館の選別基準により歴史資料として選別されたものであるが、評価を行うために内容確認が必要な場合にデジタル化するケースがあることも付け加えたい。媒体変換の優先度を決める際は、①劣化している媒体、②代替性のない1点もの（唯一性）、③館内に媒体に対応する再生機器等がない、④再生機器等が陳腐化し長期利用が保証できない、⑤標準規格で作成された媒体ではない（長期利用が保証できない）の他、⑥利用頻度、⑦利便性、の点も考慮する必要がある。

【表3】 当館所蔵映像資料の媒体と規格・再生環境

主な媒体と主な規格		館内で再生・ 媒体変換可 (注1)	画像確認 (注2)	音声確認	媒体変換業者 [県内]	再生機への 依存度 (注3)	媒体変換の 優先度
映像 フィルム	35 mm	×	○	×	×	○	高
	16 mm	○	○	○	○	○	中
	9.5 mm	×	○	—	×	○	高
	8 mm	×	○	—	○	○	中
主な ビデオ テープ	VHS,SVHS	○	○	○	○	◎	高
	BETA,BETACAM	×	×	×	△	◎	高
	Digital-S	○	○	○	×	◎	高
	U-matic	×	×	×	×	◎	高
主な音声 磁気 テープ	オープンリール テープ (6 mm)	×	—	×	△	◎	高
	カセットテープ	○	—	○	○	◎	高
レコード	SP/LP/EP	○	—	○	○	◎	高

【凡例】：○は有りまたは可、×は無しまたは不可、△は一部の規格が可、—は該当無し。※DVD、Blu-rayは再生機も普及していることから本表には含めない。※注1：既存の機器を用いて再生・簡易の媒体変換が可能。※注2：館内で映像フィルムを確認する主な方法は、①ライトボックスで透かした画像をルーペ等での確認しデジタルカメラで撮影し確認する。②フィルムサイズ専用のフィルムビューアで確認。③16mmテレシネ機により映像を簡易デジタル化して確認する方法がある。※注3：映像フィルムは他の媒体と比較し視覚で認識できることから「○」とした。

### (1) ビデオテープ

ビデオテープはフィルムのように目視で画像確認ができず劣化の状況が分かりにくいことが欠点である。2016年（平成28）に国内でVHSビデオデッキが生産中止となったことから、現状では長期利用の保証ができなくなった。加えてVHSを含めた磁気テープは、経年劣化で磁性体表面の潤滑剤が少なくなり、やがて再生ができなくなっていく恐れもあるなど長期保存には適さない媒体である。そのため、磁気テープの中でも所蔵数の多いVHSは、不具合が発生する前に優先して長期保存

性の高い光ディスクに移し替える必要があり、現在その作業を継続的に進めている。また、U-matic、BETA、BETACAM、オープンリールなどの媒体は、所蔵数は少ないものの館内で再生できないことから、デジタル化の優先度はVHS同様に高いものと考えており、早急に媒体変換を行う必要がある。

## (2) 映像フィルム

2015年度(平成27)において、フィルム・テープ保管庫の環境調査と、1,416缶の個別の映像フィルムに対しADストリップによる酸濃度調査を行った。そのうち映像フィルム424点について、状態確認、画像の目視確認、酢酸放散処理、乾式クリーニング、錆びたフィルム収納缶から新しい容器への入替えなどの作業を行った。ADストリップの反応を示す値がレベル1.5以上の場合は、フィルムが深刻な劣化を始めている指標とされている。平成27年度実施の1,416缶の検査結果では、507缶(36%)がレベル1.5以上であった。しかし、現状の措置としては放酸処理により酢酸濃度を減らし劣化の進行を遅らせることのみである。所蔵フィルムに見られる特徴としては、可燃性のフィルムは無いが<sup>2</sup>、殆どのフィルムが酢酸劣化が懸念されるTAC(トリアセテート)ベースのフィルムである。フィルムサイズは16mm、35mmが大半を占める。戦前の映像フィルムは少ないが、1930年代に家庭用に普及した9.5mm無声映像フィルムも4缶保管している。内容を大別すると8mm、9.5mmのいわゆる小型映画フィルムはアマチュア愛好家が記録した映像、16mmと35mmは米国国立公文書館所蔵または県の記録映像が主である。

映像フィルムには様々な種類があり、正しい再生方法と適切なデジタル化を行うためには、その特徴を理解する必要がある。例えば、画像の画郭(フレーム)にはシネマスコープという画像が縦長になったタイプがある。シネマスコープのフィルムは、映写機に補正用のレンズを装着して上映することで、横長スクリーンの画郭に合わせた画像で投影される。当然ながらデジタル化の場合も上映画面に合わせて補正する必要がある。音声方式には磁気録音と光学録音があり、光学録音には初期に多く見られる濃淡型(デンシティタイプ)と、その後普及した面積型(エリアタイプ)がある。音声再生には映写機も音声タイプに対応した機材を選択しなければならない。また、クリーニングの際は毛羽立たない布を使用し映像フィルムを軽く挟み込みながらリワインダーでゆっくりフィルムを回して汚れを拭き取る乾式クリーニングを行い、状態に応じて精製水や無水エタノールをスポットテストを行いながら使用する。しかし、磁気テープの場合は、磁性体がアルコール類に溶けやすいため注意が必要である。また映像フィルム缶の中には鑽孔(さんこう)テープ(又は「タイミングシート」「パンチカード」と呼ばれるフィルム上の画像に対する色彩・濃度の調整を示した紙と、音声磁気テープ(16mm音声シネテープ)が入っていることがある。映像制作の工程で発生するこれら副産物は、映像資料の世代、品質評価を行う際の指標にもなるため、映像と関係ないものとはすぐに判断しないよう注意が必要である。

沖縄国際海洋博覧会関係フィルムの例だと、フィルム缶には映像フィルムと音声シネテープが個別に入り、フィルム上にはダーマトグラフという色鉛筆で文字が記されていた。「CP」(カットポジ)と記入されたものは、作品本編に使用した残りの切れ端で、映画制作会社では最終的に廃棄されるとのことである。また、「未使用」「オプチカル」「オミット」とあるのは、素材として使われるこ

<sup>2</sup> 映画フィルムは1950年代まで使用された可燃性の硝酸セルロース(NC)と、それ以降に登場した三酢酸セルロース(TAC)、90年代から主流となるポリエチレンテレフタレート(PET)などの種類がある。劣化すると、NCからは窒素酸化物、TACからは酢酸ガスが発生する。

ともあり、通常はオリジナル原版と合わせて保存される<sup>3</sup>。映像作品へと仕上がるまでには、オリジナルネガからデュープフィルムが作成され、さらに音声を合成したりと、映画としての作品が完成するまでには編集・複製が繰り返される。当該フィルムは編集段階の素材としての特徴が表れており、言い換えれば唯一無二の存在でもある。今後さらに検証を行い当該フィルムを再評価する必要がある。

### 3 保存と活用に向けて

#### 3-1 デジタル化について

先進機関等の調査を参考に筆者が想定したアナログメディアからデジタルメディアへの変換（A/D変換）について、ここではVHSビデオテープ、16mm映像フィルム、16mm映像フィルムと一緒に保管されたシネテープを例に、主にデジタルデータのフォーマットに特化して記述する。

映像資料は多くの視聴覚情報が記録されており、作品としての見方以外に研究材料としての利用価値を持つ。そのため、多様化した利用に対応し、一般利用から放送業者の利用も見据えた可能な限り幅広いニーズに応えられる品質となるよう基本的には原資料のバックアップと成り得る代替物を作成する。

当館の視聴環境を紹介すると、閲覧展示棟2階の閲覧室内は、個人視聴用のビデオブース（図6）と18人まで視聴可能なミニシアターがある（図7）。ビデオブースは、BD/DVDドライブを備えたパソコンと27型液晶ディスプレイが3台あり、内1台はVHSビデオデッキと接続している。ミニシアターはBD/DVDプレーヤー及びVHSビデオデッキと接続したプロジェクターを設置している。また、映写会などの主催行事等で使用する同棟1階の講堂も閲覧室同様の視聴環境設備がある（図8）。提供する主な媒体は、VHSビデオテープとDVD、Blu-rayの光ディスクである。現環境で視聴できる映像の最高品質は、ビデオブースのディスプレイの解像度（1980×1080px）の2K（フルハイビジョン）相当である。



【図6】ビデオブース（閲覧棟2階 閲覧室内）



【図7】ミニシアター（閲覧棟2階 閲覧室内）

<sup>3</sup> 一般社団法人記録映画保存センターの浜崎友子氏から、当館フィルム保管庫の調査の際にご教示いただいた。



【図8】講堂（閲覧棟1階）

映像フィルムは4K以上の解像度を有するとも言われるが、4K映像の視聴はまだ一般に普及しているとは言えない。しかし我が国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの年までに、4K・8Kの超高精細テレビジョン放送の普及化を目指しており<sup>4</sup>、4K映像コンテンツが視聴できる環境も広がっていくことが予想される。従って、将来的な視聴環境の向上も視野に入れながら原資料並みの高精細な品質にすることが望ましいと考える。

フォーマットについては、保存用（保存用マスターデータ）、運用用（運用マスターデータ）、閲覧提供用（上映・複製用データ）の3種類を作成するとした。保存用は原資料並みの情報を反映した品質とし、その保存データから中間データとして運用マスターデータを作成する。さらに運用マスターデータから用途に合わせた閲覧提供用のデータを作成する。後述する「(2) 16mm映像フィルム仕様」の保存用マスターデータ、運用マスターデータは現環境では再生はできないが、外部専門業者への委託による検査も視野に入れ、特に保存用マスターデータについては、長期的なデータ維持のためJIS Z6017:2013「電子化文書の長期保存方法」に準拠した品質検査、ファイル形式及びアプリケーションソフト等の検証と更新、必要に応じて媒体移行（マイグレーション）を行うことを必須とする。また、閲覧提供用は、閲覧室内の視聴環境に特化した視聴用とデータコピー用の2種類のデータフォーマットを用意する。

データフォーマットの選択基準は、①標準化、規格化がされていること、②長期的に安定したフォーマットで特定再生機器及び再生ソフトへの依存度が低いこと、③広く普及し利便性が高く汎用性も高いこと、④閲覧提供用は当館の再生環境と用途に即した利便性の高いものとし、データを格納する媒体はDVDまたはBlu-ray光ディスクを選択する<sup>5</sup>。なお、映像資料のデータ量は膨大であり<sup>6</sup>、デジタル

<sup>4</sup> 総務省 HP「政策>情報通信（ICT政策）>放送政策の推進>4K・8K放送の推進>「資料5-3 4K・8Kの推進に関する現状について 平成27年3月17日 事務局」（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000347943.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000347943.pdf) 2018.2.4）

<sup>5</sup> 東京藝術大学 総合芸術アーカイブセンター『東京藝術大学 総合芸術アーカイブセンター報告書 [2011-2015]』（2016年）、沖縄県立博物館・美術館 HP『『所蔵16mmフィルム作品のデジタル4K化事業及び劣化フィルム修復事業』仕様書』（<http://www.museums.pref.okinawa.jp/> 2017年6月9日閲覧）、東京国立近代美術館フィルムセンター HP「デジタルビデオテープからのファイル化作業」仕様書（<http://www.momat.go.jp/ge/wp-content/uploads/sites/> 2017年10月1日閲覧）、東京国立近代美術館フィルムセンター HP「IMAGIKA 平成26年度『デジタル映像の制作・流通のファイルフォーマットに関する調査』調査報告書」（<http://www.momat.go.jp/fc/wp-content/uploads/sites/> 2017年3月31日閲覧）を参考にした。併せて、福岡市総合図書館映像資料課、国立国会図書館、その他の機関等の調査内容も参考にした。

<sup>6</sup> 例えばDPXは非圧縮の連番ファイル（静止画）であり、一般的には1コマ（フレーム）あたり4K解像度で約50MB、1秒で24コマ分、さらに1時間だと86,400コマ分となりデータ容量は約4.4TBになる。

化・維持費用も高額になると言われており<sup>7</sup>、デジタル化の選択基準①～④を踏まえた上で、映像資料の内容、映像品質等を個別評価し仕様の一部を選択するなど柔軟に対応する。但し、複製した映像資料の仕様は、データを長期的に維持管理するために必要な情報となるため、所蔵資料データベースにはデータ維持管理に必要な、デジタル化の仕様、デジタル化で使用した機材などのメタデータを記録する。

(1) VHS ビデオテープの仕様

(ア) 映像・音声（保存用マスター、運用マスター、閲覧提供用）

BD/DVD プレーヤー、パソコンでの視聴を目的に、DVD-Video 又は BDMV (BD-Video) のいずれか1種類を、保存用、運用、閲覧提供用に3種類作成する、また、閲覧提供用については、映像の容量に即して DVD または Blu-ray のどちらか一方の光ディスクを作成し、主にファイルコピーを目的として MP4 を運用、閲覧提供用に計2点作成する。

書き込み形式： DVD-Video	解像度	720 × 480 以上 (SD)
	コンテナフォーマット	MPEG-2 PS
	動画コーデック	MPEG-2
	音声コーデック	リニア PCM (非圧縮)
書き込み形式： BDMV	解像度	720 × 480 以上 (SD)
	コンテナフォーマット	MPEG-2 TS (m2ts)
	動画コーデック	H.264
	音声コーデック	リニア PCM (非圧縮)
コンテナフォーマット： MP-4	解像度	720 × 480 以上 (SD)
	動画コーデック	H.264/MPEG-4 AVC
	音声コーデック	AAC (非可逆圧縮)

(2) 16 mm映像フィルムの仕様

保存用マスターは、映像（静止画連番ファイル）と音声に分けてデジタル化する。映像フィルムの収録方法は、フレームを上回る範囲までデジタル化することとする。また、ネガフィルムの場合は、色域をできるだけ多く記録するために「ログスケール」とする。

(ア) 画像（保存用マスター）

ファイルフォーマット： DPX (非圧縮)	解像度	4096 × 3112 以上 (4K)
	階調分解能	10bit (1024 解調)
	画像信号表色系等	BT.709、カラーチャート挿入

注記：格納媒体は LTO とし、ファイルシステムは LTFS とする。

<sup>7</sup> 東京国立近代美術館フィルムセンター HP「映画保存とフィルムアーカイブの活動の現状に関する Q & A - 映画保存の現状」(<http://www.momat.go.jp/fc/aboutnfc/filmbunka/> 2018.2.4)

(イ) 音声 (保存用マスター)

コンテナフォーマット： WAV	量子化ビット数	24bit
	サンプリング周波数	48KHz
	音声コーデック	リニア PCM (非圧縮)

(ウ) 動画・音声 (運用マスター)

コンテナフォーマット： MOV (Quick Time)	動画	解像度	3840 × 2160 (4K UHD TV) 横縦比 16:9
		コーデック	ProRes
		階調分解能	10bit (1024 階調)
		規格	BT.709
		フレームレート	23.976fps (1 秒間に表示されるフレーム数)
	音声	コーデック	リニア PCM (非圧縮)
		量子化ビット数	24bit
		サンプリング周波数	48KHz

注記：格納媒体は LTO とし、ファイルシステムは LTFS とする。また、保存用に挿入したカラーチャートについて、運用用は除いて作成する。この運用マスターデータを閲覧提供用の DVD、Blu-ray 用の素材として活用する。

(エ) 動画・音声 (閲覧提供用)

BD/DVD プレーヤー、パソコンでの視聴を目的に DVD-Video 又は BDMV (BD-Video) のいずれか 1 種類を閲覧提供用に 1 点作成する、また、ファイルコピーを目的として MP4 を閲覧提供用に 1 点作成する。

書き込み形式： DVD-Video	解像度	720 × 480 (SD)
	コンテナフォーマット	MPEG-2 PS
	動画コーデック	MPEG-2
	音声コーデック	リニア PCM (非圧縮)
書き込み形式： BDMV	解像度	1920 × 1080 (2K : FullHD)
	コンテナフォーマット	MPEG-2 TS (m2ts)
	動画コーデック	H.264/ MPEG-4 AVC
	音声コーデック	リニア PCM (非圧縮)
コンテナフォーマット： MP-4	動画コーデック	H.264/ MPEG-4 AVC
	音声コーデック	AAC (非可逆圧縮)

注記：MP-4 の解像度は、視聴用の DVD-Video または BDMV のどちらかに合わせたものとする。

(3) シネテープ (音声) の仕様

(ア) 音声 (保存用マスター・運用マスター・閲覧提供)

コンテナフォーマット： WAV	量子化ビット数	24bit
	サンプリング周波数	48KHz
	音声コーデック	リニア PCM (非圧縮)

注記：6mm オープンリールも同じ仕様とする。

### 3-2 権利処理の課題

映像資料の長期保存と活用のためには、寄贈者、著作権者の権利関係を明確にしつつ、権利処理を行う必要があり、映像資料の円滑な資料保存・活用における課題となっている。確認すべき主な権利には、著作権、寄贈者の特約事項、所有権、肖像権、個人情報などがある。ここでは著作権に絞るが、先述した媒体変換を行う際は、最初に著作物が公表済みか、著作権保護期間中かを確認し、そこで著作権保護期間が経過したものであれば複製は可能である。しかし、映画の著作物<sup>8</sup>の保護期間は著作権法第54条第1項により公表後70年である。所蔵する映像資料については、米国国立公文書館を出所とするパブリック・ドメインの映像資料を除き、多くは著作権保護期間中のものである<sup>9</sup>。しかし、保護期間中であっても著作権者からの許諾を得なくても自由利用できる権利制限規程があり、著作権法第31条第1項第2号「図書館資料<sup>10</sup>の保存のために必要がある場合」の規定が適用できる場合は、媒体変換は可能である。但し、その対象となる図書館資料は、代替性がなく又は絶版等の理由で一般に入手困難な所蔵資料に限定される。なお、それらは劣化前の良好な状態で複製できるとの解釈も示されている<sup>11</sup>。

また活用について、当館利用者への主な提供サービスには、閲覧提供と複製提供がある。閲覧提供については、無断で映画を上映されない権利「上映権」（同法第22条の2）があるが、同法第38条第1項「営利を目的としない上演等」の権利制限規定により、非営利・無料、出演者等への無報酬で行う場合の不特定多数を対象とした館内上映は可能である。このような権利制限規定により提供を行う一方で、著作権者から許諾を得なければできないことがある。複製提供の場合は「複製権」（同法第21条）、複製物を利用者（公衆）に譲渡したり、貸出（貸与）する場合は「頒布権」（同法第2条第1項第19号及び第26条）<sup>12</sup>が働き、公衆の利用に供することを目的とする「視聴覚教育施設」等であっても、著作権者に「相当な額の補償金」を支払わなければ、譲渡や貸出はできない（同法第38条第5項）<sup>13</sup>。また、映像コンテンツをインターネットで配信する場合は「公衆送信権等」（同法23条）などが関係する。この場合は、同法第63条「著作物の利用の許諾」により著作権者から許諾を得た上で、その許諾範囲内で著作物を利用することになる。

映画の著作物には多くの人が関わっており、映画の著作物の著作者（同法第16条）、映画の著作物の著作権の帰属（同法第29条）などの特則も置かれている。権利関係を明らかにするのに時間を要

<sup>8</sup> 著作権法第10条(著作物の例示)第1項7号(映画の著作物)。同法第2条(定義)第3項によると「映画の著作物」は、「映画の効果に類似する視覚的又は視覚的效果を生じさせる方法で、表現され、かつ、物に固定されている」ものとされ、例として劇場用映画は勿論のこと家庭で撮影されるホームムービーまで広く含まれる。

<sup>9</sup> 著作権者本人から寄贈された映像資料の場合は、寄贈申し込みの手続き時に包括的な許諾を得ることもできよう。

<sup>10</sup> 加戸守行『著作権法逐条講義六訂新版』公益社団法人著作権情報センター（2013年）p256に拠れば「図書館資料」は、ビデオ・テープ等の視聴覚資料も含まれる。また当館は、著作権法施行令第1条の3第1項「図書館資料の複製が認められる図書館等」の「司書又は司書に相当する職員」が置かれており、同条の3第1項第4号に規定する施設である。

<sup>11</sup> 平成26年度著作権分科会において解釈が明確化された。さらに、記録技術・媒体の旧式化により閲覧不可となる前に複製することが許容されることについても異論はないとしている。文化庁HP「著作権分科会 第14期 第41回（2015年3月12日）「資料3 平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」」（[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/41/pdf/shiryo\\_3.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/41/pdf/shiryo_3.pdf)）（2018.1.5）中、「1. 著作物等の保存に関する著作権法上の論点」の「(1) アーカイブ機関において所蔵資料を保存のため複製することについて」pp.9-11

<sup>12</sup> 当館で頒布権が関係する利用提供には、「沖縄県公文書館管理規則」（1995年8月1日規則第50号）の第8条（複写）による所蔵資料の複写提供、同規則第10条（公文書等の館外貸出し）、「沖縄県公文書館公文書等管理規程」（2006年8月30日告知593号）の第23条（行政利用）が挙げられる。

<sup>13</sup> 堀口昭仁『日本のフィルム・アーカイブ政策に関する考察—映画フィルムの法定納入制度を中心に—』（文化庁2011年）pp.109-111

すると思われるが、保存と活用のために許諾を得るべき権利項目を体系化し、効率的に権利処理を行っていききたい<sup>14</sup>。

## おわりに

ここまで、当館所蔵の映像資料の現状と活用の課題について述べてきた。収集・整理・保存という当館の一連の業務フローにあって、所蔵資料の価値と存在を発信していく普及広報活動の重要性も指摘したい。はじめに述べたように、映像資料はその資料的価値はもちろん、公文書館の多様な所蔵資料を利用するきっかけとしても活用すべきものである。また優先課題を解決した後に最終的には、当館の映像フィルム上映設備を活用してフィルムによる上映会を実施してもよいのではないかと考える。デジタル上映が当たり前のようにになっている今日、フィルム本来の視聴方法を知る機会にもなり、公文書館への関心及び所蔵資料の利用を促進するためのきっかけにもなるのではないだろうか<sup>15</sup>。あくまで個人的見解であるが活用の一案として付記したい。

映像に関する取り組みを行っている機関は県内では数少ない。沖縄は離島県でかつ高温多湿な環境にあり映像フィルムの保存には紙資料同様に注意が必要である<sup>16</sup>。そのため、緊急時の対処という面からも県内資料保存機関、団体等とも連携し、外部専門家の知見も活用しつつ、当館で映像資料の保存と整理の体制及び携わるスタッフの技術力を高め、映像資料を効率的に保存・活用する条件整備をしていきたいと考える。最後に本稿をまとめるにあたり、映像資料の保存機関および団体、専門家の方々より多くのご教示を頂いた。この場を借りて感謝申し上げます<sup>17</sup>。

---

<sup>14</sup> 「公文書管理法等による保存等のための利用」（同法第42条の3）は、著作物等の「例外的な無断利用」ができる権利制限規定の一つであり、その適用を受ける地方公文書館等であれば、著作権の支分権も限定されず歴史公文書等の永久保存と利用をさせるために必要な複製や公衆に提供することも可能となっている。沖縄県は公文書管理条例は未制定のため、その適用は受けない。

<sup>15</sup> 映写機による上映には、調査で検出された同タイトル重複フィルム（69タイトルあり、全て16mm）から選んで試行することもできよう。重複フィルムの有効活用にもなると思われる。（株）東京光音作成の調査報告書ではフィルム上映を行う条件として、①映写担当者の適切な研修（近隣のフィルム上映館に依頼するなど）、②上映する映画フィルムは同一作品で2本以上のものを使用、③上映前の映像フィルムの状態確認、④交換用の映写ランプの用意。が提示された。

<sup>16</sup> 日本工業規格 JISK7641「写真－現像処理済み安全写真フィルム－保存方法」に依る他、関係報告書を参考に組みたい。

<sup>17</sup> 視聴覚資料の委託調査報告書による提言と研修指導いただいた（株）東京光音をはじめ、那覇市視聴覚ライブラリー、沖縄県立博物館・美術館、沖縄アーカイブ研究所、（株）シネマ沖縄、（有）医学写真研究所、一般社団法人記録映画保存センター、特定非営利活動法人映画保存協会、東京国立近代美術館フィルムセンター、川崎市市民ミュージアム、東京都写真美術館、福岡市総合図書館映像資料課、京都府京都文化博物館、神戸映画資料館、大阪産業労働資料館エル・ライブラリー、松永文庫、特定非営利活動法人科学映像館、（株）東京現像所、（株）共進倉庫、吉岡映像、コガタ社、（株）ナックイメージテクノロジー、（株）IMAGICA、（株）IMAGICA ウェスト、サウンド・ムービーサービス、新里勝彦氏（琉球放送OB）、新里泰史氏（RBCビジョン）、沖縄映画研究家の世良利和氏など専門家から聞き取りや現地調査によりご教示を頂き、本稿をまとめるにあたり参考にさせて頂いた。